

政治団体のしおり

目 次

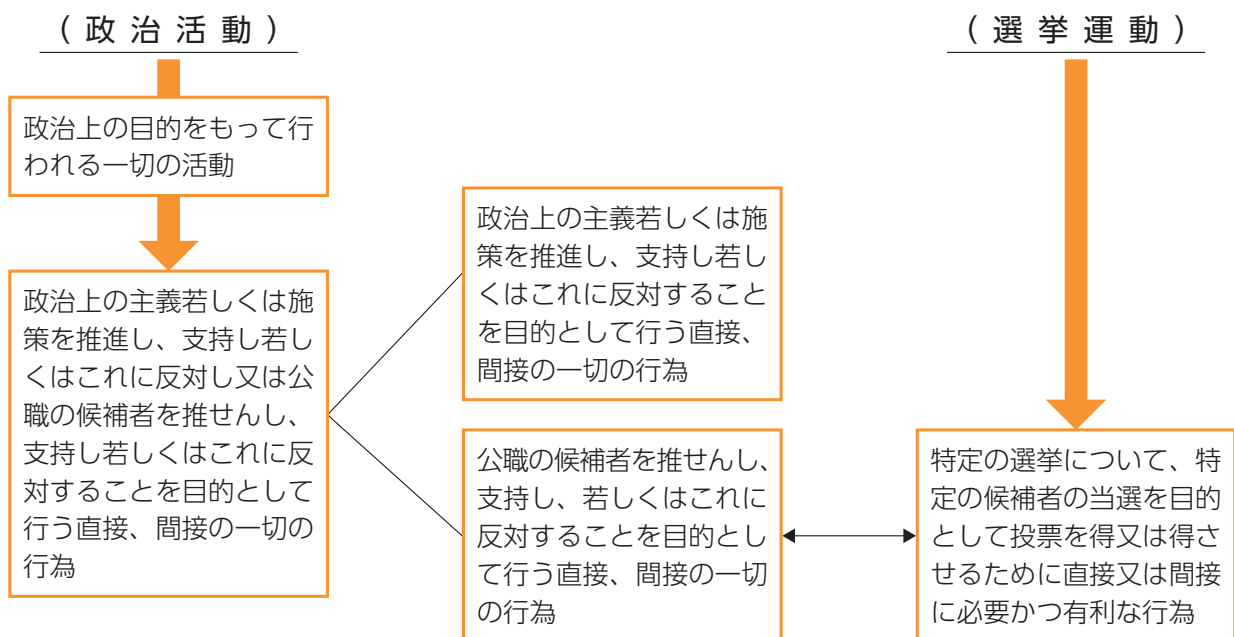
1	選挙運動と政治活動	1
2	政治団体	4
3	政治団体の届出等	5
4	会計帳簿と収支報告書	8
5	寄附の制限	14
6	寄附の禁止	19
7	あいさつ広告等の禁止	21
8	個人献金に対する税制上の優遇措置	22
9	Q & A	23

1 選挙運動と政治活動

選挙運動とは、特定の選挙に関して、特定の候補者の当選を目的としてなされる能動的な行為ですが、政治活動とは、政党その他の政治団体等がその政策の普及宣伝、政治啓発等を行うことであり、特定の候補者の当選を得るための行為ではありません。また、政治活動は平常時と選挙時でその規制が異なっています。

1 選挙運動と政治活動の違い

選挙運動及び政治活動について、法律はなんらその定義を設けていませんが、判例等から次のように考えられています。



2 政治活動とは

広い意味での「政治活動」は、「選挙運動」を含んだものであり、公職選挙法及び政治資金規正法にいう「政治活動」とは、広い意味での政治活動から「選挙運動」にわたる行為を除いた一切の行為ということになります。



3 選挙運動と政治活動の規制の概要

選挙運動と政治活動は、選挙のあるときとないときではその規制の仕方が異なります。

			選挙時	平常時
選挙運動			公職選挙法第13章	禁止
政治活動	団体	政党	公職選挙法第14章の2 公職選挙法第14章の3	規制なし
		その他の政治活動を行う団体		
	個人	公職の候補者等	公職選挙法第143条第16項～第19項	公職選挙法第143条第16項～第19項
		その他	規制なし	規制なし

4 平常時における政治活動の規制

選挙が行われていない平常時における政治活動として

- ・公職の候補者等の氏名を表示する文書図画
- ・公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画
- ・後援団体の名称を表示する文書図画

については、次に掲げるもの以外のものを掲示することはできません。

① 立札及び看板の類

次の表に掲げる総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において通じて2を限り掲示されるもの。

選挙の種類		立札及び看板の総数		証票の交付申請先
		候補者等	後援団体	
衆議院	小選挙区選出議員	10	15	鳥取県選挙管理委員会
	比例代表選出議員	28	42	
参議院	比例代表選出議員	100 (12)	150 (18)	中央選挙管理委員会 ()内は、鳥取県の区域内に掲示できる数
	選挙区選出議員	24	36	
鳥取県知事		12	18	鳥取県選挙管理委員会
鳥取県議会議員		6	6	
市議会議員又は市長		6	6	各市町村の選挙管理委員会
町村議会議員又は町村長		4	4	

(注) 立札及び看板の類は、縦横それぞれ150cm、40cm以内で、かつ選挙管理委員会（中央選挙管理委員会）が交付する証票をはり付けたものでなければなりません。

また、足がついている場合は、その部分も上記規格の中に含まれます。

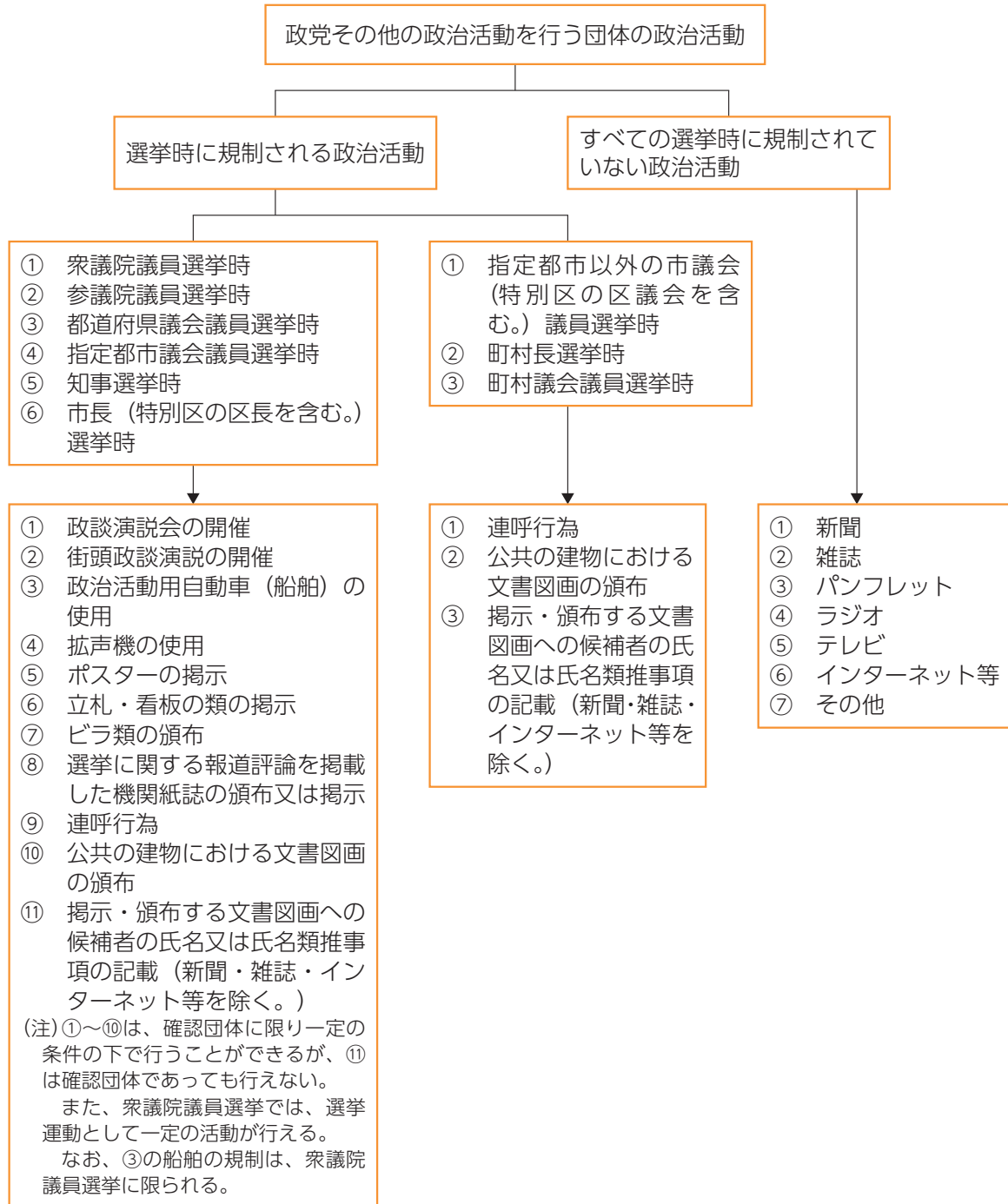
② ポスター

ベニヤ板等で裏打ちされていないポスターで、公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し又は後援団体の構成員であることを表示するためのもの以外のもの（ただし選挙前の一定期間は掲示することができません。）

③ 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中使用されるもの。

5 選挙時における政治活動の規制

選挙時における政治活動については、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動のうち、特定の活動につき、特定の選挙の行われる区域に限って規制が行われます。



6 選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去

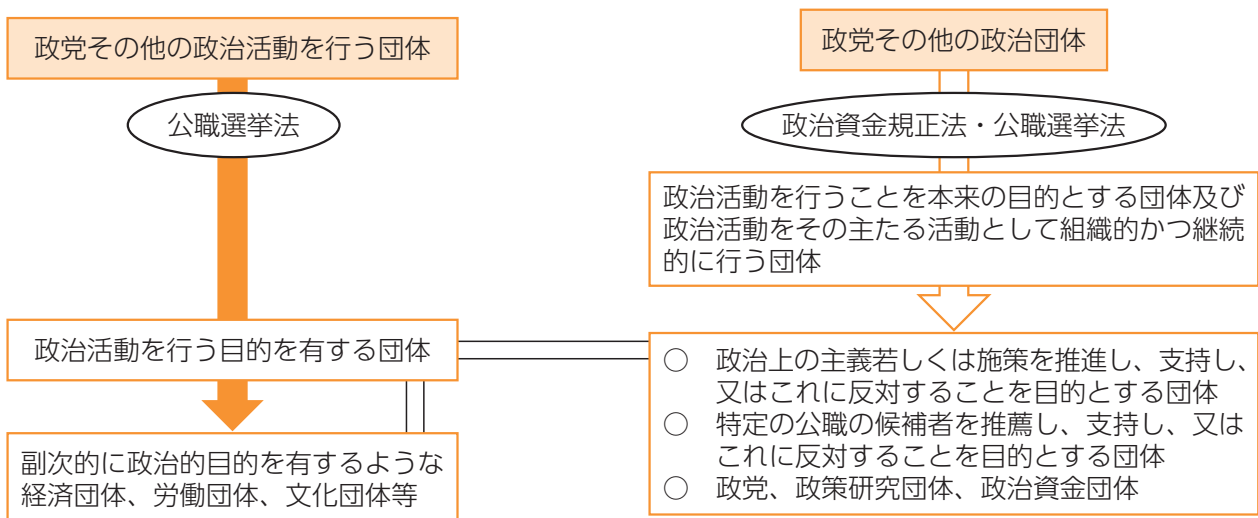
各選挙につき、選挙の公示(告示)前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該ポスターを撤去しなければなりません。

2 政治団体

政治団体とは、政治活動を本来の目的とする団体、特定の公職の候補者等を推薦・支持することを本来の目的とする団体、政治活動を主たる活動として組織的継続的に行う団体、特定の公職の候補者等を推薦・支持することをその主たる活動として組織的継続的に行う団体のことをいいます。

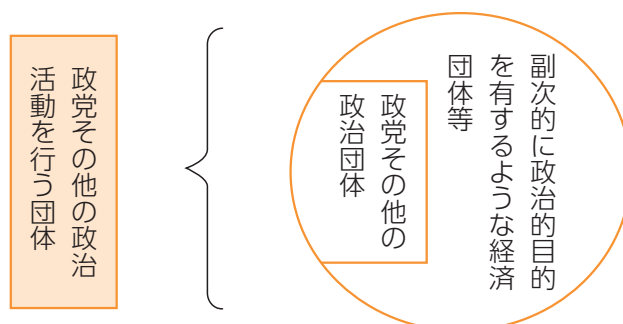
1 政治団体の考え方

公職選挙法及び政治資金規正法における「政党その他の政治活動を行う団体」並びに「政党その他の政治団体」は次のような団体をいうものと解されています。



2 「政党その他の政治活動を行う団体」について

「政党その他の政治活動を行う団体」は、「政党その他の政治団体」より範囲が広く、例えば、経済団体、労働団体、文化団体等がたまたま選挙時において政治上の主義若しくは施策を推進し、支持したり特定の候補者を推薦し、支持するような場合も含まれます。



3 「政党その他の政治団体」について

「政党その他の政治活動を行う団体」は、原則として、選挙の期日の公示（告示）の日から選挙の当日までの間は、特定の政治活動を禁止されますが、一定の要件を備えた「政党その他の政治団体」だけ政治活動を行うことができます。また、「政党その他の政治団体」は、その設立、異動、解散等について、規制を受けます。

3 政治団体の届出等

政治団体及び公職の候補者等の政治活動に伴う政治資金の規正を通じて政治活動の公明と公正を確保するため、政治資金規正法は、「政党その他の政治団体」に一定の届出義務を課しています。

1 政治団体の届出

(1) 設立の届出

ア 政党その他の政治団体が設立されたとき又はある団体が政治団体に該当することとなった場合は、その組織等の日から7日以内に郵便によることなく文書でその設立の届出をしなければなりません。

○主な届出事項

- ① 政治団体を組織し又は政治団体となった旨
- ② 目的
- ③ 名称（政治団体の支部にあつては、「名称」の記載とともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) ○○」の例により記載すること。）
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 主たる活動区域
- ⑥ 代表者、会計責任者、及び会計責任者の職務代行者の氏名等
- ⑦ 政党、政治資金団体又はその他の政治団体である旨
- ⑧ 国会議員関係政治団体（1号団体）（※）であるときは、その旨及び代表者の公職の種類
- ⑨ 国会議員関係政治団体（2号団体）（※）であるときは、その旨、当該団体が推薦等をする国会議員・候補者の氏名、その国会議員・候補者の公職の種類
- ⑩ 支部の有無
- ⑪ 課税上の優遇措置の適用関係の有無

○添付書類

- ① 綱領、党則、規約その他これらに相当するもの。
- ② 被推薦書（県知事及び県議会議員の職にある者及びなろうとする者を推薦・支持する政治団体で課税上の優遇措置を受けようとする場合）
- ③ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（2号団体のみ）
- ④ 支部については、政党の状況等に関する届及び当該支部の本部が発行する支部証明書

イ 設立の届出がされた後でなければ、政治活動のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出することができません。

(2) 届出事項の異動の届出

設立の際に届け出た事項（綱領等を含む。）に異動があったときには、その届出をしなければなりません。

(3) 解散の届出

政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、届出をしなければなりません。なお、この際併せて解散した時点までの未提出の収支報告書を提出しなければなりません。

(※)国会議員関係政治団体

以下の①②の政治団体（ただし、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③です。

- ① 国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用をうける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推

薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）

- ③ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます。（みなし1号団体）

2 資金管理団体の指定

(1) 資金管理団体とは

①公職の候補者自らが代表者である政治団体のうちから、②公職の候補者が自己の政治資金を取り扱うべき団体として指定した一の団体をいいます。

○資金管理団体を指定することによるメリット

- ① 公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）に関する規定の適用がありません。
- ② 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（歳費等の自己資金による寄附）については、寄附の量的制限のうち個別制限に関する規定の適用はないものとされ（公職の候補者も寄附者の区分では個人です）個人のする寄附の総枠制限の範囲内において寄附をすることができます。
- ③ 公職の候補者は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は、その例外として認められています。
- ◎ 資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないとされました。（平成19年8月6日から。この日以前に既に取得しているものについては適用されません。）

(2) 指定の届出

公職の候補者は、資金管理団体を指定したときは、文書でその届出をしなければなりません。

◎主な届出事項

- ① 資金管理団体の指定をした旨 ② 公職の種類 ③ 資金管理団体の名称
④ 主たる事務所の所在地 ⑤ 代表者の氏名 ⑥ 指定年月日

◎添付書類

宣誓書（届出に係る書面に記載した事項が真正であることを誓う旨の文書）

(3) 届出事項の異動の届出

指定の際に届け出た事項に異動があったときは、その届出をしなければなりません。

（政治団体の届出事項の異動の届出と併せて行うこと。）

(4) 取消しの届出

資金管理団体の指定を取り消したときは、届出をしなければなりません。

(5) 資金管理団体でなくなった旨の届出

資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなった場合、当該資金管理団体の代表者でなくなった場合、当該資金管理団体が解散した場合、政治資金規正法第19条第1項に規定する政治団体でなくなった場合は、届出をしなければなりません。

※資金管理団体に関する届出については、宣誓書（届出に係る書面に記載した事項が真正であることを誓う旨の文書）が添付書類として必要となります。

3 届出の期限及び届出先

1 及び 2 の届出の期限及び届出先は次のとおりです。

(1) 届出期限

届出の種類		期限
政治団体	設立の届出	政治団体の設立等の日から7日以内
	届出事項の異動の届出	異動の日から7日以内
	解散の届出 ※収支報告書を併せて提出	1. 国会議員関係政治団体 解散した日から60日以内 2. その他の政治団体 解散した日から30日以内
資金管理団体	指定の届出	資金管理団体の指定の日から7日以内
	届出事項の異動の届出	異動の日から7日以内
	指定の取消しの届出	取消しの日から7日以内
	資金管理団体でなくなった旨の届出	その事実が生じた日から7日以内

(2) 届出先

団体の別	届出先
鳥取県内において主としてその活動を行う団体	鳥取県選挙管理委員会 (当該団体の本部が、その団体に代わって 解散の届出をする場合を含む。)
政党及び政治資金団体 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う団体	総務大臣 (鳥取県選挙管理委員会を經由)

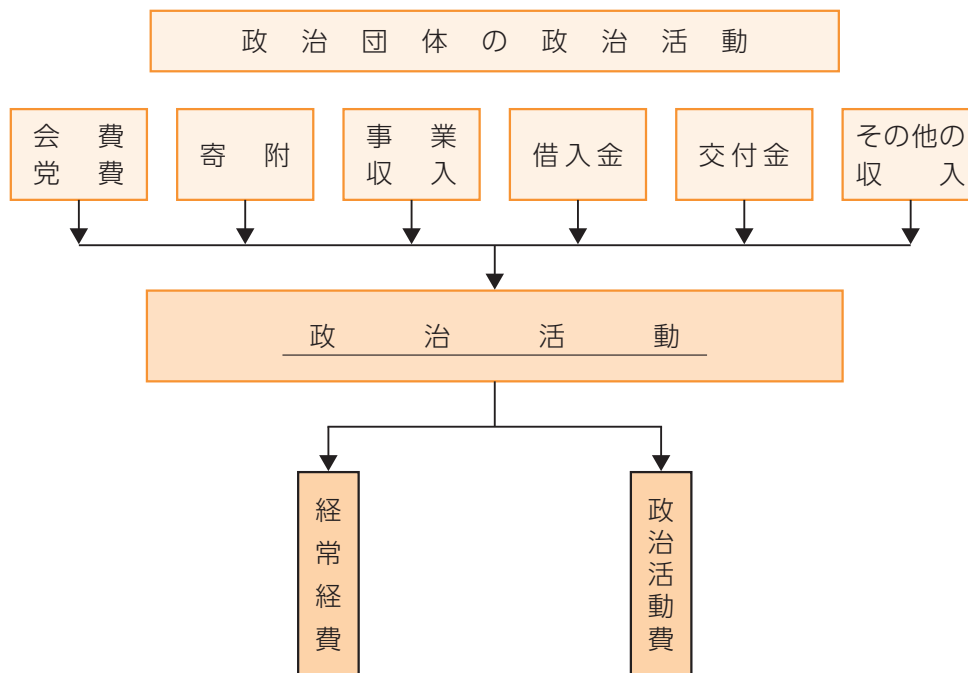
- 届出用紙は、県選挙管理委員会にあるほか、鳥取県ホームページ（とりネット）の選挙管理委員会のページからダウンロードすることもできます。

4 罰則

政治団体が設立の届出前に寄附を受け、または支出をしたときは、役職員または構成員として当該違反行為をした者は、5年以下の禁錮または100万円以下の罰金、当該政治団体は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

4 会計帳簿と収支報告書

政治資金の収支を国民の前に“ガラス張り”の状態にし、政治資金の面をとおして政治団体及び公職の候補者の政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金規正法は、政治団体の会計責任者に対して、会計帳簿の備え付けと収支報告書の提出を義務づけています。



1 政治団体の会計帳簿と収支報告書

(1) 会計帳簿等

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出と金銭等の運用に関する事項を記載しなければなりません。また、国会議員関係政治団体にあつては、すべての支出、その他の政治団体にあつては1件5万円以上のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、これを保存しなければなりません。

(2) 収支報告書

ア 政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体のその年におけるすべての収入及び支出を記載した報告書を、国会議員関係政治団体にあつては、その翌年の5月末日までに、その他の政治団体にあつては、その翌年の3月末日までに政治団体届出の区分により提出しなければなりません。

イ 収支報告書の提出を2年連続して怠った場合は、政治団体の設立の届出をしていないものとみなされ、政治活動のために寄附を受け又は支出することができません。当該団体が政治活動のために寄附を受け又は支出をするためには、一度解散の手続きをした上で新たに設立の届出を行う必要があります。

- 会計帳簿及び収支報告書の記載事項は次のようになっています。
 なお、会計帳簿の様式は12～13ページのとおりです。

区 分	記 載 事 項	収支報告書記載上の必要事項
収 入 簿 (収 入)	① 個人の党費又は会費	総額と納入者数
	② 寄附	同一の者からの寄附の年間の合計額が5万円を超えるものについて、寄附者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額、年月日
	③ あっせんをされた寄附	同一の者によりあっせんされた寄附の年間の合計額が5万円を超えるものについてあっせん者の氏名、住所、職業並びに寄附の金額、政治団体への提供年月日、集めた期間
	④ 特定寄附	特定寄附の総額
	⑤ 政党匿名寄附	期日、場所ごとに寄附の合計額、年月日、場所
	⑥ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	事業の種類と種類ごとの金額（政治資金パーティー（※1）に係る収入を含む）
	⑦ 特定パーティー（※2）の対価に係る収入	パーティーの名称、収入金額、支払者数、開催年月日、開催場所
	⑧ 政治資金パーティーの対価に係る収入	同一の者からの同一のパーティーへの支払額が20万円を超えるものについて、支払者の氏名、住所、職業、支払額、年月日
	⑨ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるもの	同一の者により、同一のパーティーについてあっせんされた合計額が20万円を超えるものについて、あっせん者の氏名、住所、職業並びに支払額、政治団体への提供年月日、集めた期間
	⑩ 借入金	借入先と借入先ごとの金額
	⑪ 本部または支部から供与された交付金に係る収入	交付金を供与した本部又は支部の名称、所在地、金額、年月日
	⑫ その他の収入	1件10万円以上のものについては基因となった事実、金額、年月日
支 出 簿 (支 出)	経 常 経 費 ① 人件費 ② 光熱水費 ③ 備品・消耗品費 ④ 事務所費	1. 資金管理団体 人件費以外の経費で1件5万円以上の支出について、支出を受けた者の氏名、住所及び支出の目的、金額、年月日（領収書等の写しを添付） 2. 国会議員関係政治団体 人件費以外の経費で1件1万円を超える支出について、支出を受けた者の氏名、住所及び支出の目的、金額、年月日（領収書等の写しを添付） 3. その他の政治団体 項目ごとの総額

区 分	記 載 事 項	収支報告書記載上の必要事項
	⑤ 組織活動費 ⑥ 選挙関係費 ⑦ 機関紙誌の発行その他の事業費 ⑧ 調査研究費 ⑨ 寄附・交付金 ⑩ その他の経費	1. 国会議員関係政治団体 1件1万円を超える支出について、支出を受けた者の氏名、住所及び支出の目的、金額、年月日（領収書等の写しを添付） 2. その他の政治団体 1件5万円以上の支出について、支出を受けた者の氏名、住所及び支出の目的、金額、年月日（領収書等の写しを添付）
(資産等)	① 土地 ② 建物 ③ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ④ 取得価額が100万円を超える動産 ⑤ 預金又は貯金（普通預金・当座預金・普通貯金を除く。） ⑥ 金銭信託 ⑦ 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券 ⑧ 出資による権利 ⑨ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 ⑩ 支払金額が100万円を超える敷金 ⑪ 取得価額が100万円を超える施設利用に関する権利 ⑫ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	所在、面積、取得価額、取得年月日 所在、床面積、取得価額、取得年月日 土地の所在、土地の面積、取得価額、取得年月日 品目、数量、取得価額、取得年月日 残高 金額、信託年月日 種類、銘柄、数量、取得価額、取得年月日 出資先、出資先ごとの金額、出資年月日 貸付金、貸付残高 支払先、金額、支払年月日 種類、施設名、取得価額、取得年月日 借入先、借入残高

- (※1) 政治資金パーティー 対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を政治活動に関して支出することとされているもの
- (※2) 特定パーティー 政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が1,000万円以上あるもの

2 罰則

政治団体の会計帳簿と収支報告書に関しては、政治資金規正法の中に罰則規定があります。

○ 以下のような違反行為があった場合、当該違反行為を行った者（会社、政治団体その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

- (ア) 会計帳簿の備付け及び記載義務違反並びに虚偽記入
- (イ) 明細書の提出及び記載義務違反並びに虚偽記入
- (ウ) 領収書等の徴収及び送付義務違反並びに虚偽記入
- (エ) 会計帳簿、明細書及び領収書等の保存義務違反
- (オ) 保存すべき会計帳簿、明細書及び領収書等の虚偽記入
- (カ) 事務引継義務違反
- (キ) 収支報告書等の説明拒否、虚偽説明、訂正命令違反等

- 以下のような違反行為を行った者は5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。
 - (ア) 収支報告書等の提出遅怠及び記載義務違反並びに虚偽記入
 - (イ) 政治資金監査報告書の提出遅怠
 - (ウ) 会計責任者の選任及び監督に対する注意義務違反
- 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

3 会計帳簿の様式

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年月日	備 考
1 個人の負担する党費 又は会費	1 何 々々 2 何 々々 …… 合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄 附を除く。）				
(1) 個人からの寄付	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体 からの寄附	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			
(3) 政治団体からの寄 附	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			
	合 計			
[寄附のうち寄附のあっ せんによるもの]				
(1) 個人によるもの	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体 によるもの	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			
(3) 政治団体によるも の	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			
	小 計 (合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何 々々 2 何 々々 …… 合 計			
3 機関紙誌の発行その 他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事 業	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			
(2) 政治資金パーティ ー開催事業	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			

項 目	摘 要	金 額	年月日	備 考
[政治資金パーティーの 対価に係る収入の内訳]	(1) 何 々々 ア 個人からの対価 の支払 ① 何 々々 ② 何 々々 ……			
	イ 法人その他の団 体からの対価の支 払 ① 何 々々 ② 何 々々 ……			
	ウ 政治団体からの 対価の支払 ① 何 々々 ② 何 々々 …… 計			
[政治資金パーティーの 対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせん によるもの内訳]				
	ア 個人によるもの ① 何 々々 ② 何 々々 ……			
	イ 法人その他の団 体によるもの ① 何 々々 ② 何 々々 ……			
	ウ 政治団体による もの ① 何 々々 ② 何 々々 …… (内訳の計)			
	(2) 何 々々 …… (内訳の計)			
(3) その他の事業	1 何 々々 2 何 々々 …… 小 計			
	合 計			
4 借入金	1 何 々々 2 何 々々 …… 合 計			
5 本部又は支部から供 与された交付金に係る 収入	1 何 々々 2 何 々々 …… 合 計			
6 その他の収入	1 何 々々 2 何 々々 …… 合 計			
収入の総額				

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				
(2) 光熱水費	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				
(4) 事務所費	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				
(2) 選挙関係費	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				
(3) 機関紙誌発行 その他の事業費 ア 機関紙誌 の発行事業 費	1 何々々々 2 何々々々 …… 小計				
イ 宣伝事業 費	1 何々々々 2 何々々々 …… 小計				
ウ 政治資金 パーティー 開催事業費	1 何々々々 2 何々々々 …… 小計				
エ その他の 事業費	1 何々々々 2 何々々々 …… 小計				
(4) 調査研究費	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				
(5) 寄附・交付 金	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
(6) その他の経費	1 何々々々 2 何々々々 …… 合計				
支出の総額					

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項			備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に係る金銭等の金額 (b)	収入金額 (a)-(b)	
1 預金又は貯金	1 何々々々 2 何々々々 ……						
2 国債証券等	1 何々々々 2 何々々々 ……						
3 金銭信託	1 何々々々 2 何々々々 ……						

5 寄附の制限

政治資金規正法は、政治資金の授受について、寄附の量的制限及び質的制限、公職の候補者等の政治活動に関する金銭等による寄附の制限、寄附のあっせん等に関する制限を設けるとともに政治資金パーティーの対価の支払についてもその適正化のために寄附に準じた制限を設けています。

1 寄附の量的制限

政治資金の集め方について節度を持たせるため、「政治活動に関する寄附」の授受を量的な面において規制したもので、総枠制限と個別制限という二つの制限があります。(図1参照)

○総枠制限

年間を通じてすることができる寄附の限度額を定めており、寄附者の区別に応じて制限されています。特に会社・労働組合等の団体（政治団体を除く。）の寄附については、政党、政治資金団体以外のものに対しては寄附ができないこととされています。ただし、政治団体がする寄附、特定寄附（公職の候補者が政党から受けた寄附を自ら管理せず自らの資金管理団体に寄附を行ったもの）、個人の遺贈による寄附については制限がありません。

○個別制限

同一の者に対する個別的な寄附の制限で、何人も、各年中において、この額を超えて寄附することはできません。ただし、政党及び政治資金団体に対する寄附、政治団体がする寄附（その他の政治団体に対する寄附を除く。）、公職の候補者の自らの資金管理団体に対する寄附及び個人の遺贈による寄附には制限はありません。

(図1) 寄附の量的制限等の概要

寄附者		受領者	政 党 政治資金団体	その 他 の 政 治 団 体		公職の候補者
				資金管理団体	資金管理団体 以外の政治団体	
個 人	総 枠 制 限	年間2,000万円	年間1,000万円(※1) 公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止(※3)			
	同一の相手方に対する個別制限	制限なし	年間150万円 (※2)	年間150万円	年間150万円 金銭等に限り禁止 (※3)	
会社・労働 組合・職員 団体・その他 の 団 体	総 枠 制 限	資本金・組合員数 等(※4)に応じて 年間750万円 ～1億円	禁 止	禁 止	禁 止	
	同一の相手方に対する個別制限	制限なし	禁 止	禁 止	禁 止	
政 治 団 体	政 党	総 枠 制 限	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
		同一の相手方に対する個別制限	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	政治資 金団体	総 枠 制 限	制限なし	制限なし	制限なし	金銭等に限り禁止 (※3) その他は制限なし
		同一の相手方に対する個別制限	制限なし	制限なし	制限なし	
	その他 の政治 団 体	総 枠 制 限	制限なし	制限なし	制限なし	
		同一の相手方に対する個別制限	制限なし	年間5,000万円		

- ※1：資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。
 - ※2：資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。
 - ※3：選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。
 - ※4：その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
- (注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

(図2) 会社・労働組合等の団体の政治活動に関する寄附の限度額（1年間）

会 社 (資本又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員 団体以外の団体（前年に おける年間の経費の額）	政党・政治 資金団体 に対する 寄 附 の 年間限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	5万人以上～10万人未満	2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	10万人以上～15万人未満	6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	15万人以上～20万人未満	8千万円以上～1億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	20万人以上～25万人未満	1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～250億円未満	25万人以上～30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～300億円未満	30万人以上～35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～350億円未満	35万人以上～40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～400億円未満	40万人以上～45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
400億円以上～450億円未満	45万人以上～50万人未満	2億円以上～2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～500億円未満	50万人以上～55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～550億円未満	55万人以上～60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～600億円未満	60万人以上～65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～650億円未満	65万人以上～70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
650億円以上～700億円未満	70万人以上～75万人未満	3億円以上～3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～750億円未満	75万人以上～80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～800億円未満	80万人以上～85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～850億円未満	85万人以上～90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～900億円未満	90万人以上～95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
900億円以上～950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上～4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～1,000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上～1,050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

2 寄附の質的制限

政治資金の公正を確保するため「政治活動に関する寄附」の授受を質的な面において規制したもので、その概要は次のとおりです。

項 目	主 体	禁 止 の 内 容
特定会社等の寄附の禁止	国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付決定を受けた会社その他の法人は	交付決定の通知を受けた日から1年間政治活動に関する寄附をしてはならない。 (※1)
	国から資本金、基本金、その他のこれらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は	出資又は拠出を受けている間政治活動に関する寄附をしてはならない。 (※1)
	地方公共団体と前記の関係と同様の関係にある会社その他の法人は	当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る候補者又は当該候補者に係る政治団体に対して、政治活動に関する寄附をしてはならない。
	何人も	前記の制限を受ける者であることを知りながら、その者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。 違法な寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。
赤字会社の寄附の禁止	3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は	当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。
	何人も	違法な寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。
外国人等からの寄附の受領の禁止	何人も	外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等（上場会社の一部を除く。）から政治活動に関する寄附を受けてはならない。
匿名等の寄附の禁止	何人も	本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。 (※2)
		違法な寄附を受けてはならない。

(※1) 例外 これらの会社その他の法人でも、①地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る候補者、②これらの者に係る資金管理団体や後援団体に対してする寄附についてはこの限りでない。ただし、会社等の行う政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては禁止されており、①及び②のいずれに対しても政治活動に関する寄附をすることはできない。

(※2) 例外 街頭または一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党または政治資金団体に対してされる1件1,000円以下の寄附については匿名によってもすることができる。

3 寄附のあっせんの規制

寄附の任意性を確保するため、寄附のあっせんについて一定の制限を課したものであってその概要は次のとおりです。

- 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合には、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫するなど、不当にその意思を拘束するような方法で行ってはなりません。
- 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法であっても、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で寄附を集めてはなりません。

4 公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限

公職の候補者の政治資金に係る公私の峻別を徹底するため、政党以外の者が公職の候補者の政治活動に関して金銭等によりする寄附は、選挙運動に関してするものを除き、禁止されています。

5 政治資金パーティーに関する制限

政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として支払われるものであり、原則として政治活動に関する寄附に該当するものではありませんが、その適正化を図るため、量的制限、あっせんの制限等の規定が設けられています。

- 政治資金パーティーは政治団体によって開催されるようにしなければならないこととされています。
- 政治資金パーティーを開催する者は、1回の政治資金パーティーにつき同一の者から150万円を超えて対価の支払を受けてはならないとされています。また、本人以外の名義や匿名による対価の支払を受けることも禁止されています。
- 政治資金パーティーを開催する者は、対価の支払を受ける前に、その対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨、書面により相手方に告知しなければなりません。
- 政治資金パーティーの対価の支払のあっせんについても、政治活動に関する寄附のあっせんと同様、威迫等不当にその意思を拘束するような方法で行ってはなりません。
- 政治資金パーティーの収支は、政治団体の収支報告書に記載することになります。また、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合は、そのパーティーを開催しようとする者は政治団体とみなされ、政治団体の届出、収支報告書の提出などが義務づけられます。

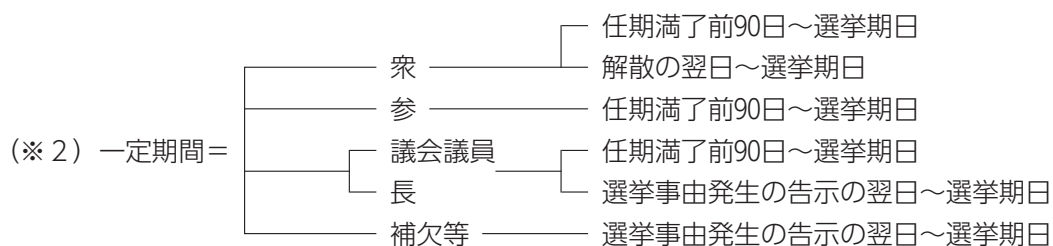
6 寄附の禁止

いろいろな機会に、あらゆる名目でなされる寄附が候補者等の地盤培養行為になっており、選挙に金のかかる大きな要因ともなっていることから、公職選挙法は、公職の候補者等の寄附を禁止していますが、そのうち、団体等に関する寄附の禁止の概要は次のとおりです。

項目	主 体	客 体	禁 止 の 内 容	例 外
公職の候補者等の寄附の禁止	公職の候補者等（※1）は	当該選挙区内にある者に対して	いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。	○政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ○親族に対する寄附 ○政治上の主義、施策のための集会の実費補償費（食事については除く）（注）
公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止	公職の候補者等以外の者は	当該選挙区内にある者に対して	公職の候補者等を寄附の名義人として、いかなる名義をもつてするを問わず寄附をしてはならない。	○当該公職の候補者等の親族に対する寄附 ○政治上の主義、施策のための集会の実費補償費（食事については除く）（注）
公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止	公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は	当該選挙区内にある者に対して	いかなる名義をもつてするを問わず公職の候補者等の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。	政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附
公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は	当該選挙区内にある者に対して	当該選挙に関し、いかなる名義をもつてするを問わず寄附をしてはならない。	○政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ○当該公職の候補者等に対する寄附
後援団体に関する寄附等の禁止	後援団体（※3）は	当該選挙区内にある者に対して	いかなる名義をもつてするを問わず寄附をしてはならない。	○政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ○当該公職の候補者等に対する寄附
	何人も	当該選挙区内にある者に対して	一定期間（※2）後援団体の総会その他の集会又はその団体の行う行事できょう応接待をし又は金銭その他の物品を供与してはならない。	○当該団体がその団体の設立目的により行う行事又は、事業に関する寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するもの及び一定期間（※2）にされるものを除く。）

項目	主 体	客 体	禁 止 の 内 容	例 外
	公職の候補者等は	公職の候補者等に係る後援団体に対して	一定期間(※2)寄附をしてはならない。	自らの資金管理団体に対する寄附

(※1) 公職の候補者等=公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)



(※3) 後援団体=政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推せんし、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるもの

(注) 「政治上の主義、施策のための集会」については、きょう応接待が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び一定期間(※2)に行われるものは含まれない。

7 あいさつ広告等の禁止

公職の候補者等や後援会が新聞、雑誌、テレビなどにあいさつ広告を出すことは禁止されています。また、選挙期日後の選挙人に対するあいさつ行為も制限されています。

1 あいさつを目的とする有料広告の禁止

主 体	客 体	禁 止 の 内 容	例 外
公職の候補者等及び後援団体は	当該選挙区内にある者に対する	あいさつ（年賀、慶弔、激励等）を目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等による有料の広告をしてはならない	なし （純粋な政策広告及び自ら発行する政策の普及宣伝のための雑誌等への掲載は禁止されていない）

2 選挙期日後のあいさつ行為の制限

主 体	客 体	禁 止 の 内 容	例 外
何人も	選挙人に対して	<p>当選又は落選に関し、あいさつする目的をもって次に掲げる行為をすることができない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙人に対する戸別訪問 ○文書図画の頒布又は掲示 （自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除く。） ○新聞紙又は雑誌の利用 ○放送設備を利用した放送 ○当選祝賀会その他の集会の開催 ○自動車を連ね又は隊を組んで往來する等による氣勢を張る行為 ○当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと 	なし

8 個人献金に対する税制上の優遇措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合、一定の要件に該当するものについて、所得税法上の「特定寄附金」とみなし、課税所得の計算に際して所得が控除されることとなります。

1 所得控除制度による優遇措置

優遇措置の内容

$$\text{寄附金控除額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{「特定寄附金の支出額」と「その年分の総所得金額、} \\ \text{退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40\%相当} \\ \text{額」とのいずれか少ない方の金額} \end{array} \right\} - 2 \text{千円}$$

2 税額控除制度による優遇措置

政党・政治資金団体に対する個人の寄附については、控除率30%の税額控除制度と前記の所得控除制度とのいずれかを選択することができます。

優遇措置の内容

$$\text{税額控除額} = \left\{ \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した政党等に} \\ \text{対する寄附金の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} \end{array} \right\} \times 30\%$$

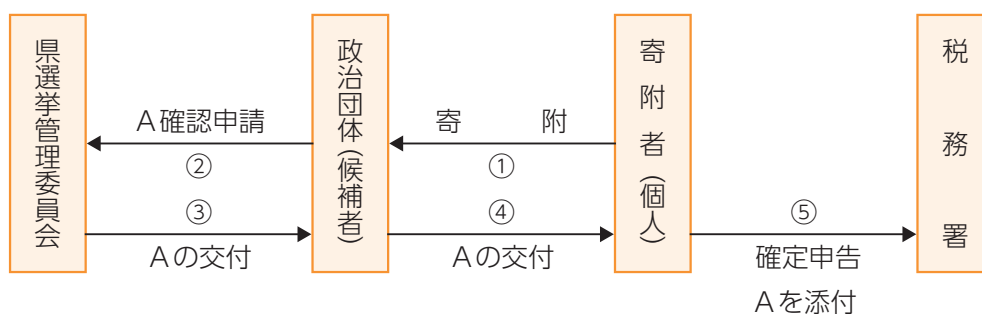
(100円未満の端数切捨て)

3 要件及び手続き

(1) 優遇措置を受けられる要件

- 寄附を受けた政治団体や公職の候補者が一定の要件に該当すること。
- 政治団体や公職の候補者の収支報告書に寄附者の氏名などの寄附の内容が記載され、報告されていること。
- 適用除外となるもの
 - (ア) 政治資金規正法の規定に違反するもの
 - (イ) 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの（例えば、候補者本人が自身の後援会に寄附する場合）

(2) 手続き



※ Aは「寄附金（税額）控除のための書類」です。

9 Q&A

1 政治家の寄附禁止関係

(注) 「政治家」とは、「候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者」のことです。

(1) 政治家の行う寄附の禁止

《結婚披露宴の祝儀、葬式の香典》

Q-1 罰則をもって禁止される政治家の祝儀、香典の例を示してください。

- A (1) 政治家が結婚披露宴や葬式に出席を予定している場合であっても、祝儀や香典を事前に相手方に届けること。
(2) 政治家の秘書や配偶者などの親族が葬式に代理出席して政治家の香典を相手方に渡すこと。
(3) 政治家が葬式の際、供花・花輪を相手方に対して出すこと。
(4) 密葬の日の後、政治家が弔問して香典を相手方に渡すこと。
(注) いずれも相手方が選挙区内にある者で親族でない場合です。

Q-2 香典は金銭に限られますか。例えば、線香を持って行くことはどうですか。

- A 香典は金銭に限られますので、線香を持って行くことは罰則をもって禁止されます。

Q-3 「祝儀」は、金銭に限らず、品物も含まれますか。

- A 品物も含まれます。

Q-4 政治家が葬式の日までの間に自ら弔問その場においてする香典の供与は罰則の対象とされていません。いわゆる「通夜」に政治家が自ら出席して香典を渡すことは罰則の対象となりますか。

- A 罰則の対象とはなりません。

《会費と寄附》

Q-5 会費制の結婚披露宴に政治家が出席し、定められた「会費」を支払うことは差し支えないと考えてよいですか。

- A 会費制の結婚披露宴に出席して「会費」を支払うことは、それが「会費」である限り、禁止されません。

Q-6 会費制でない結婚披露宴に政治家が招待された場合に、本人が出席できないため秘書を代わりに出席させ、かつ、相手方（親族でない選挙区内にある者）の了解のもとに提供される料理代等に見合う実費程度の金銭を相手方に支払う場合。

- (1) 政治家が経費を負担して政治家の名義で支払うことはどうですか。
(2) 政治家が経費を負担して秘書の名義で支払うことはどうですか。

- A いずれも公職選挙法第199条の2に違反し罰則の対象となります。

Q-7 会費制でない出版祝賀会に政治家が招待された場合において、提供される料理代等に見合う実費程度の金銭を相手方（親族でない選挙区内にある者）に出すことは、差し支えありませんか。

- A 罰則をもって禁止されます。

《その他》

- Q-8 罰則をもって禁止される政治家の行う寄附の例を示してください。
- A (1) 政治家が妻や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすること。
(2) 政治家が氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にあるもの）の社殿や本堂修復のため、政治家が寄附をすること。
(3) 町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ること。
(4) 町内会の野球大会に際して優勝者の持ち回りとするためのカップを貸与すること。
- Q-9 政治家が自筆の色紙を選挙区内にある者に対して贈ることはどうですか。選挙区内にある者から差し出された色紙に揮毫をすることはどうですか。
- A 色紙を贈ることは寄附にあたりますので禁止されます。相手方が持参した色紙に揮毫をすること自体は、一般的には寄附にあたりません。

(2) 政治家を名義人とする寄附の禁止

- Q-10 A株式会社社長の甲野太郎が政治家である場合、A株式会社が「A株式会社社長甲野太郎」と記載したのし紙をつけた中元を選挙区内にある者に贈ることはできますか。
- A 公職選挙法第199条の3の政治家の関係会社等の寄附の禁止規定に該当するものであり、選挙に関するものであれば罰則の対象となります。（公職選挙法第249条の3）。また、寄附の態様により、会社ではなく政治家が寄附していると相手方に思わせる場合（例えば、「甲野太郎」の部分をごとさら大書し、あるいは「甲野太郎からです」などという場合）には、政治家を寄附の名義人とする寄附にも該当し、選挙に関するものでなくても罰則の対象となります。

(3) 勧誘・要求

- Q-11 町内会の役員が町内にいる政治家に対して祭の寄附を勧誘・要求することはできますか。
- A できません。

2 後援団体の寄附禁止関係

- Q-12 後援団体が会員のゲートボール大会を開催した場合、後援団体が優勝者に高額な時計等を贈ることはできますか。
- A 高額な時計等を寄贈することは後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するとは認められない場合が多く寄附に該当すると認められる場合もあると考えられます。（こうした場合は罰則があります。）
- Q-13 後援団体が選挙区内にある者に対してすることが禁止される寄附の例を示してください。
- A (1) 会員あるいはその身内の不幸に際し、花輪、香典を出すこと。
(2) 町内の老人会の設立10周年記念やソフトボール大会に祝いを出すこと。
(3) 選挙区内にある者の家の新築祝いを出すこと。

3 あいさつ状の禁止

Q-14 次のようなあいさつ状は自筆のものとは認められますか。

- (1) 印刷した時候のあいさつ状に政治家が住所と氏名を自書したもの
- (2) ワープロによる時候のあいさつ状

A 自筆のものとは認められません。(こうしたあいさつ状を選挙区内にある者に出すことは禁止されます。)

Q-15 印刷した年賀状などのほか禁止されるあいさつ状の例を示してください。

- A
- (1) 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」等の欠礼のハガキ
 - (2) 年賀電報、電子郵便により送る年賀のためのあいさつ状
 - (3) ファックスにより送る年賀のためのあいさつ状
 - (4) クリスマスカード

Q-16 弔電や各種の大会についての祝電は禁止されますか。

A 禁止されていません。

4 あいさつを目的とする有料広告の禁止

Q-17 選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることは禁止されますか。

A 政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告ではありません。しかし、有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れたことにより、全体としてみて、主として年賀、慶弔などのためにするあいさつを目的としていると認められることになる場合があります。このような場合には、その有料広告は罰則をもって禁止されます。

Q-18 禁止される「慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつ」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

A 各種の大会の祝いや人の死亡についてのあいさつ、高校の野球大会出場に際しての激励あいさつ、災害見舞等も禁止されるあいさつに含まれます。

Q-19 インターネットによる選挙運動ができますが、インターネットを利用して、政治家があいさつを目的とする有料広告を行うことはできますか。

A 新聞、雑誌、ビラ等と同様に、インターネットを利用して、政治家があいさつを目的とする有料広告を行うことは禁止されます。

政治資金収支報告書の提出は
「国会議員関係政治団体」にあつては、
翌年5月31日まで
「その他の政治団体」にあつては、
翌年3月31日まで

各種届出の期限

	届出の種類	期 限
政治団体	設 立 の 届 出	政治団体の設立等の日から7日以内
	届出事項の異動の届出	異動の日から7日以内
	解 散 の 届 出	1. 国会議員関係政治団体 解散した日から60日以内 2. その他の政治団体 解散した日から30日以内 (いずれの場合も収支報告書を併せて提出)
資金管理団体	指 定 の 届 出	資金管理団体の指定の日から7日以内
	届出事項の異動の届出	異動の日から7日以内
	取 消 し の 届 出	取り消しの日から7日以内
	資金管理団体でなくなった旨の届出	その事実が生じた日から7日以内

届出用紙は、県選挙管理委員会にあるほか、鳥取県ホームページ（とりネット）の選挙管理委員会のページからダウンロードすることもできます。

本書の内容についてのお問い合わせ、各種届出・政治資金収支報告書の提出は 鳥取県選挙管理委員会へ

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話：0857-26-7058、7061 FAX：0857-26-8129 電子メールアドレス：senkan@pref.tottori.lg.jp

鳥取県選挙管理委員会ホームページURL <http://www.pref.tottori.jp/senkyo>（平成29年7月発行）